

収入保険制度 が始まります！

(加入申請は平成30年10月から)

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**します！

※収入保険制度と農業共済制度、ナラシ制度、野菜価格安定制度等の類似制度を同時に加入することはできません（一部を除く）。



詳しい情報
は裏面をご覧
ください♪

お問合せについて

収入保険制度や農業共済制度に関するご質問・ご相談などは、お近くのNOSAI団体、または市村の農業共済担当窓口までお問合せください。



収入保険制度に加入するには青色申告の実績が必須です！！

青色申告の主なメリット

○青色申告特別控除

「正規の簿記」は65万円を、「簡易な方式」は10万円を所得から控除可能です。

○損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

青色申告についてのお問合せ

書類の整理や帳簿の作成など青色申告に関するご質問・ご相談は、お近くの税務署へお問合せください。